

総行行第200号
5予第358号
国不入企第11号
令和5年5月19日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課、農林関係主管課扱い）
各都道府県議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、契約担当課、農林関係主管課扱い）
各指定都市議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）
農林水産省大臣官房参事官（経理）
（公印省略）
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

地方公共団体における農林部局等を含めた
公共工事の入札及び契約の適正化に向けた取組について

地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第17条第1項に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定・令和4年5月20日最終変更。以下「適正化指針」という。）に従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています（入契法第18条）。

公共工事の入札及び契約の適正化を図ることは、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るという入契法の目的を達するためという点においてはもちろん、公共工事の適正な施工を確保するため、また、そのために工事に従事する者の適正な労働環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を育成及び確保するためという点においても、非常に重要です。

このため、各地方公共団体に対し、別添1の「公共工事の入札及び契約の適正化に向けた取組について」（令和5年4月5日付け総行行第142号・国不入企第42号。以下「要請通知」という。）により、一部の部局のみならず団体内の

すべての公共工事発注担当部局において入札及び契約の適正化の取組を着実に進めていただくよう要請したところです。

しかし、今般、国土交通省が実施したアンケート（別添2）によると、土木部局と比較して、農林部局では施工時期の平準化の取組が進んでいない状況が明らかとなりました。さらに、建設業団体からは、働き方改革に向けた取組や建設資材価格高騰の問題への対応についても、不十分な点が見受けられるとの意見を頂戴しております。

農林部局は、農業農村整備事業等の公共工事の発注が多く、地方公共団体の発注工事全体の入札及び契約の適正化を図る上で、取組を一層推進することが重要な部局です。

このため、各地方公共団体の農林部局におかれては、要請通知にて要請した取組を引き続き推進いただくとともに、下記の措置についても適切に講じることにより、入札及び契約の適正化に向けた取組を着実に進めていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の確実な周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 施工時期の平準化について

施工時期の平準化は、工事の円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量が安定することで、工事に従事する者の処遇改善や人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。このため、以下に掲げる措置等を講ずることにより、施工時期の平準化を図ること。

その際、「地方公共団体における土木部局以外の部局による平準化の取組及び部局間連携の推進について（通知）」（令和2年9月3日付け総行第226号・国不入企第12号）を踏まえ、財政部局と農林部局が緊密に連携して、施工時期の平準化を図るために必要な取組を進めること。

- ・ 債務負担行為の活用
- ・ 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）
- ・ 速やかな繰越手続（繰越明許費の活用）
- ・ 積算の前倒し
- ・ 早期執行のための目標設定・公表

措置を講ずるに当たっては、下記ウェブページに、地方公共団体における施

工時期の平準化に関する取組事例をまとめた「さしすせそ事例集【第4版】」を掲載しているので、こちらも参照の上、施工時期の平準化を図ること。

(参考) <https://www.mlit.go.jp/common/001344000.pdf>

2. 物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

今般の物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、公共工事の円滑な施工の確保や品質確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

- 積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。
 - ・ 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
 - ・ 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
 - ・ 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
 - ・ 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。
- 最新の公共工事設計労務単価の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、労務費の最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。
- 工期の設定に当たっては、資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずること。